浄化槽設置費補助のご案内

下水道が整備されていない地域では、し尿（トイレの汚水）はくみ取りによって処理していますが、生活雑排水（台所、風呂、洗濯などの排水）はそのまま川や海に流されたり、あるいは地下浸透され、環境汚染の原因となる場合があります。

浄化槽は、し尿と生活排水を下水道と同じように衛生的に処理することができます。礼文町では平成24年4月から、住宅に浄化槽を設置する際の設置費用の一部を助成する制度を開始します。

町民の皆様には、この補助制度をご利用いただき、環境にやさしい浄化槽の設置にご協力をお願いいたします。

助成対象は浄化槽本体（ブロワー含む）の設置費用

浄化槽の設置モデル

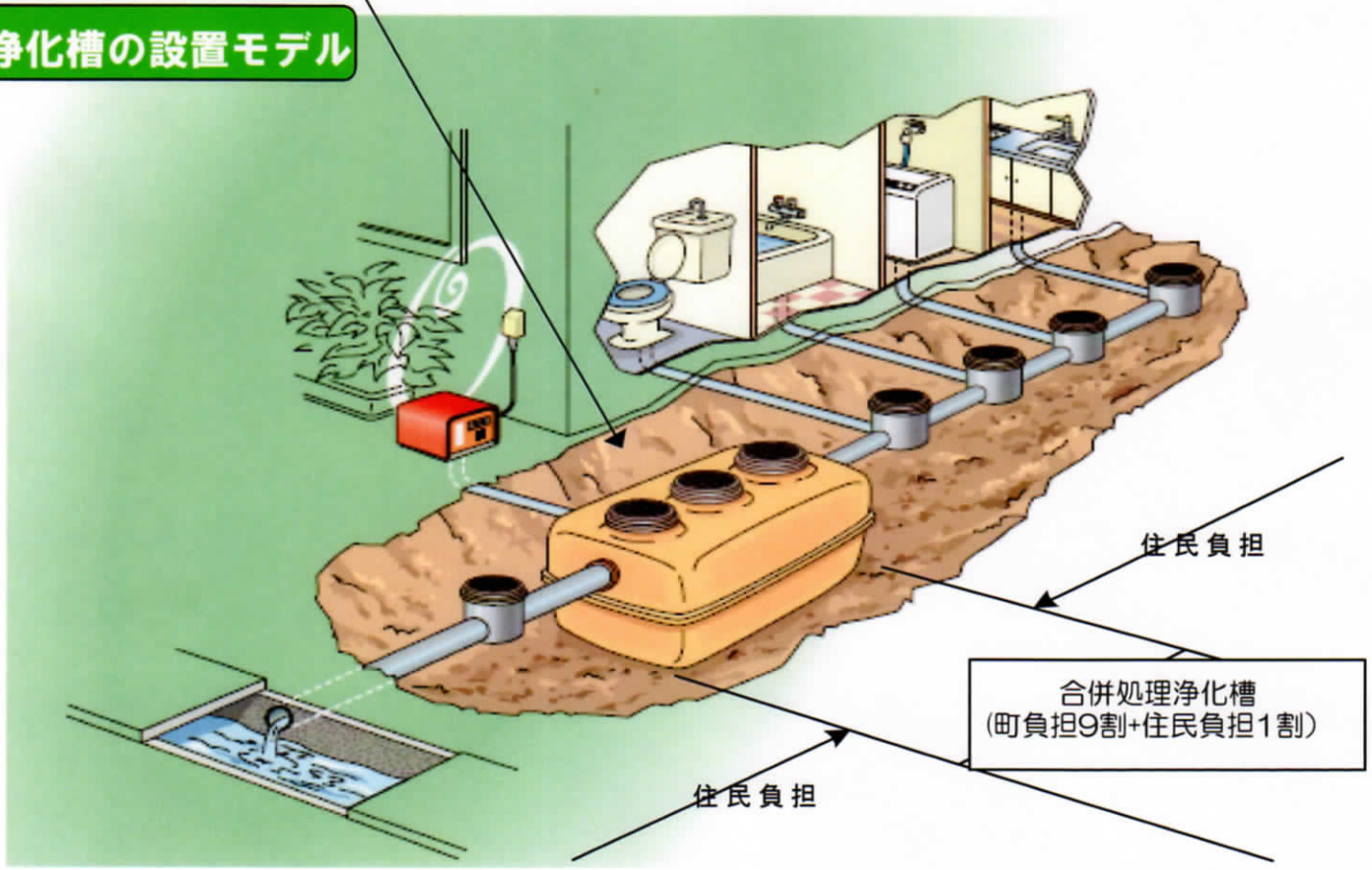

設置後はメンテナンスを行う必要があります

（1）専門の業者に保守点検を委託（４ヵ月に１回以上）

（2）専門の業者に清掃を委託。（年１回以上）

（3）公的機関による法定検査を受検。（設置３ヵ月後１回、以後年１回）

補助の対象について

補助制度は、設置費の一部を補助するもので、次の場合に対象となります。

- ◆ 設置しようとする浄化槽の用途が、個人の専用住宅又は個人の店舗等併用住宅であること。
- ◆ 浄化槽の処理対象人員が１０人以下であること。
- ◆ 設置場所が、下水道供用開始区域及び供用開始予定区域以外の地域。
- ◆ 浄化槽法、建築基準法、その他関係法令に違反していないこと。
- ◆ 町税等を滞納していないこと。
- ◆ 借りている住宅で補助を受ける場合は、所有者の承諾を得ていること。

補助金額について

合併処理浄化槽１基の設置に要する費用の９０％以内とし、次の額を限度とします。

人槽区分	５人槽	６～７人槽	８～１０人槽
補助金交付額	880,000円	1,100,000円	1,470,000円

手続きの概要（流れ）

手　続　き	注　意　点
(1)浄化槽工事施工業者を決める	浄化槽設備士の資格者が施工するもの
(2)浄化槽設置の届出書類提出	適正な設置計画であるか、審査いたします
(3)補助金交付申請書提出	工事開始の前に補助金の申請をします。適正な内容であれば、補助金交付決定通知を交付いたします
(4)浄化槽工事に着手	浄化槽設備士の監督の下、基準に則った施工とその記録が必要です
(5)工事完了報告書を提出	工事完了後、必要な書類や写真を添付して報告書を提出します。適正な内容であれば、補助金交付額確定通知を交付いたします
(6)補助金交付請求書を提出	補助金交付額決定通知書の交付を受けた後、請求書を提出します。指定の金融機関口座に補助金を振り込みます

※浄化槽設置にあたっては、浄化槽法による事前の申請や法的な手続きが必要です。また、手続きには専門的な書類の提出も必要になり、工事費用も高額になりますので、トラブルが起きないように事前に施工業者と十分に打合せを行ってください。

お問合せ・申請窓口

礼文町役場２Ｆ　建設課　下水道担当